

## 連載 著作権と情報システム

### 第 56 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案⑩

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

#### [4] 比較検証

##### (2) 通産省案と文化庁案⑩

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【4】  
つづき

B 号について、先願の地位は拡大されていることから、先願の地位を有する第三者の出願は、102 条 (b) 2 項により、後からの出願の新規性は喪失する。しかし、先願の前にその発明者等によって同じ発明が開示されていた場合、先願は拡大された地位は与えられず、後願の新規性が認められる。

また、C 号のように、先願によって開示された主題及びクレームを受けた発明が、クレームを受けた発明の有効出願日の前に同一人によって特許権が保有されていた場合や、同じ者が特許権を譲渡を義務を負っているときは、先願は拡大された地位は与えられず、後願の新規性が認められる。

このようにグレースピリオド制が採用されることで、他人の先願があっても、その前に発明を発表してしまえば、後願は新規性を否定されてしまう。そのため、米国特許法は「先願主義」ではなく「先発表主義」と考えるべきであろう。グレースピリオド制は、発表の公開を促進するだけでなく、不十分な発明でも公開することも予想されることから、過度の公表競争が危惧される。そして、このような競争が企業の研究開発戦略と特許戦略に大きな影響を及ぼす。

#### 引用・参照文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直

也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989年